

医薬発1226第2号
令和5年12月26日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第163号）が、令和5年12月26日に公布され、同日施行されました。つきましては、下記にご留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正の趣旨について

1) 特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しについて

厚生労働省では、デジタル臨時行政調査会が令和4年6月3日に決定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）に基づき、アナログ規制の横断的な見直しを進めているところである。

一括見直しプランにおいては、申請や届出の方法について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が、手続のオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、当該規定の見直しを行うことが定められた。

これを踏まえ、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省

令第4号。以下「規則」という。)において、一括見直しプランにおいて見直し対象となっている「フレキシブルディスク」「磁気ディスク」といった具体的な媒体名を定めているものについて、所要の改正を行った。

加えて、クラウド等を含む新たな情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするため、情報通信技術を効果的に活用することができるよう、所要の改正を行った。

2) 毒物及び劇物の運搬に係る連続運転時間の例外的取り扱いについて

毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下「令」という。)第40条の5第2項第1号の規定に基づき、1回につき5千キログラム以上の特定の毒物又は劇物について、車両を使用して厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両1台について運転者のほか交替して運転する者を同乗させなければならないとしている。

また、規則第13条の4の規定に基づき、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、1人の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下同じ。)が、4時間を超える場合又は1人の運転者による運転時間が1日当たり9時間を超える場合に該当する場合には、交替して運転する者を同乗させなければならないこととしている。

今般、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第367号。以下「改善基準告示」という。)が告示され、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合の例外的取扱いが新たに定められたことを踏まえ、規則においても当該例外的取扱いを新たに定めることとした。

あわせて、その他所要の改正を行った。

第2 改正の内容について

1) 特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しについて

「フレキシブルディスク」「磁気ディスク」といった具体の媒体名を定めるものについて、媒体名の削除又は「電磁的記録媒体」等の抽象的な規定への見直しを行った(規則第12条の2の2、第12条の2の3、第13条の8、第13条の11、第19条、第20条及び第

23条)。

また、フレキシブルディスクの構造及び記録方式に関する規定を削除した(規則第21条及び第22条)。

さらに、書類の提出方法として、電子情報処理組織を使用する方法について新たに規定した(規則第20条)。

2) 毒物及び劇物の運搬に係る連続運転時間の例外的取り扱いについて

令第40条の5第2項第1号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合の1人の運転者による連続運転時間について、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合の例外的取扱いとして、高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できない場合には、連続運転時間を4時間30分まで延長することができるものとした(規則第13条の4第1号)。

また、同号に規定する、交替して運転する者を同乗させなければならない場合の1人の運転者による一日あたりの運転時間の計算方法について、改善基準告示の基準に合わせ、2日(始業時刻から起算して48時間をいう。)を平均した時間とすることとした(規則第13条の4第2号)。

第3 施行期日

公布日から施行する。

ただし第2の2)の改正については令和6年4月1日から施行する。